

制定日	平成29年4月1日
改訂日	-
施行日	平成29年4月1日
版数	第3版

## 東近江市水道施設整備指導要綱協議手順 (東近江市水道施設整備指導要綱関係)



### 東近江市水道部水道課

住 所 滋賀県東近江市川合寺町746番地 電 話 0748-22-2061, 0748-22-2062

I P電話 050-5801-2061, 050-5801-2062

F A X 0748-22-6962

H . P <http://www.city.higashiomi.shiga.jp>

# 目次

## 1 水道施設整備指導要綱

### 2 水道施設整備指導要綱 様式

様式1	水道施設整備事前協議	必要部数	1
様式2	配水管布設計画承認申請	必要部数	1
様式3	請書	必要部数	1
様式4	水道施設直営工事承認願	必要部数	2 (1部返却)
様式5	工事着工届	}	必要部数 2 (1部返却)
様式6	工程表		
様式7	経歴書		
様式8	使用材料承認願		
様式9	使用材料承認願 一覧表		
様式10	工事完了届	必要部数	1
様式11	水道施設帰属申出書	必要部数	2 (A1マイラー、データは1部)
参考様式	変更(廃止)届		

### 3 協議説明

・・・該当する協議区分の指示に従い、協議を進めていただきます。

### 4 水道施設指導要綱協議順序

・・・指導要綱協議の進め方を紹介します。協議番号に従い協議を進めていただきます。

### 5 開発協議と水道施設指導要綱進行順序

・・・都市計画法及び東近江市開発行為等に関する指導要綱協議との協議調整を紹介します。

### 6 他法令必要様式集

市道	道路法第32条申請様式(道路占用)	必要部数	4
市道	道路法第32条着工、完了届様式(道路占用)	必要部数	2
市道	道路法第46条申請様式(通行制限)	必要部数	4
国県道	道路法第32条申請、減免申請(道路占用)	必要部数	4
国県道	道路法第32条着工届、完工届(道路占用)	必要部数	2
国県道	道路法第46条申請様式(通行制限)	必要部数	9

### 7 指定材料一覧表(参考)

## 東近江市水道施設整備指導要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、水道施設整備に関する必要事項を定めることにより、水道事業の円滑な運営及び給水区域内の適正な水道利用を図ることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 給水区域 東近江市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（平成17年東近江市条例第225号）第3条第2項第1号に規定する区域をいう。
- (2) 給水装置 需要者に水を供給するために水道事業の管理者の権限を行う市長（以下「市長」という。）の管理する配水管から分岐して設けられた給水管及びこれに直結する給水用具をいう。

### (適用範囲)

第3条 この要綱は、給水区域内において次に掲げる行為を行う者（以下「事業者」という。）に適用する。

- (1) 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第12項に規定する開発行為を行う者
- (2) 市長の管理する配水管と接続し、配水管を延長する行為又は布設替を行う者
- (3) 土地利用計画地に給水するため、周辺給水環境に影響を及ぼすおそれのある行為を行う者
- (4) その他市長が必要と認める行為を行う者

### (適用除外)

第4条 この要綱は、前条各号のいずれかに該当する場合であっても、給水装置のみを設置する工事には適用しない。ただし、この場合は、東近江市水道事業給水条例（平成17年東近江市条例第227号。以下「給水条例」という。）第5条第1項の規定による承認を必要とする。

### (事業者の責務)

第5条 事業者は、各種法令その他の基準等に適合し、かつ、周辺住民及び周辺の土地権利者へ影響を及ぼさないよう事業を計画し、実施しなければならない。

### (施工基準)

第6条 事業者は、給水条例及び東近江市給水装置工事施工要領に基づき工事を施工しなければならない。また、材料及び配水管布設工事については、東近江

市水道工事標準仕様書（以下「標準仕様書」という。）の規定により施工しなければならない。

- 2 水道配水管の新設できる土地は、原則として、国、県及び東近江市等の公共団体が現在所有している土地又は事業完了後の帰属行為により公共団体が所有する予定である土地でなければならない。

（施工管理）

第7条 水道工事に関する施工管理は、市長が監督職員を定めて行うものとする。

- 2 監督職員は、工事に係る設計審査、使用材料承認、洗管作業及び水質確認並びに水圧確認等の水道施設工事に関する事項において施工管理を行うものとする。

- 3 前項以外の施工管理については、事業者が標準仕様書により施工管理及び写真管理を行うものとする。

（費用負担及び手数料納付）

第8条 事業者は、水道工事に関する工事費用について全額負担しなければならない。

- 2 事業者は、配水管延長により別表に定める洗管水代金及び設計審査、施工管理検査等の事務経費に消費税及び地方消費税を付加した金額を納付しなければならない。

- 3 市長は、事業者に対し洗管水代及び事務経費（以下「洗管水代等」という。）を請求するものとする。

- 4 事業者は、洗管水代等について請求があった日から14日以内に指定された方法により納付しなければならない。

- 5 事業者は、給水条例第32条及び第33条に定める手数料及び加入金を工事着工前に納付しなければならない。ただし、水道メーターを設置しない事業者は、給水条例第32条に定める手数料を工事着工前に納付しなければならない。

（協議）

第9条 事業者は、あらかじめ市長に対し、水道施設整備事前協議書（様式第1号）を提出し、本管の管種、管径及び埋設位置並びに周辺環境との調整等を事前に協議しなければならない。

- 2 市長は、前項の規定による事前協議により、必要な事項を事業者に指示するものとする。

- 3 事業者は、第1項の規定による協議の内容を反映した配水管布設計画承認申請書（様式第2号）を市長に提出し、施工図面の承認を得なければならない。

- 4 市長は、配水管布設計画承認申請書を審査したうえ、事業者に給水受諾通知

書を発行し、施工内容について条件を付加して承認するものとする。

5 事業者は、給水受諾通知書の条件を承諾し給水を希望する場合は、市長に対し手続きに必要な費用を納付し、請書（様式第3号）を提出しなければならない。

6 事業者は、土地利用計画に変更が生じた場合、速やかに市長と協議し必要な書類を提出しなければならない。

（施工業者の選定）

第10条 事業者は、水道工事の業者選定について、指定給水装置工事事業者（水道法（昭和32年法律第177号）第16条の2第1項の規定により指定した者をいう。）であって、東近江市又は愛知郡水道事務所が発注する同規模以上の水道施設工事で指名実績を有する業者（以下「施工業者」という。）を選定しなければならない。

2 事業者は、施工業者の選定後速やかに水道施設直営工事承認願（様式第4号）を提出し、市長の承認を得なければならない。

（工事担当技術者）

第11条 工事担当技術者は、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定による管工事施工管理技士及び水道法の規定による給水装置主任技術者であること。また、水道工事に熟練した者を現場代理人に定めなければならない。

2 現場代理人は、交通安全対策、事故防止及び周辺環境保全等を徹底し、監督職員と常に連絡をとれる体制でなければならない。

（工事着工）

第12条 施工業者は、洗管水代等を納付した後、工事着手3日前までに工事着工届（様式第6号）に必要書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（材料承認）

第13条 施工業者は、水道工事に使用する一切の材料について、工事材料使用承諾願（様式第8号）を工事着工届とともに市長に提出し、監督職員の立会確認後に承諾を受け工事に使用しなければならない。

（工事立会及び試験）

第14条 施工業者は、不断水分岐工事、ストッパー設置及び撤去工事については、定められた水圧を保持していることを監督職員が立会し、確認した後に工事を施工しなければならない。

2 監督職員が配水管内に充水した後に、施工業者は水圧試験を行わなければならない。この場合において、水圧試験は、記録紙により記録し、監督職員の立会いのもと定められた水圧を一定時間保持しなければならない。

3 施工業者は、洗管作業終了後、市長の指定する水質検査を受検しなければならない。

(工事完了)

第15条 施工業者は、配水管布設工事が適切に完了した場合は、工事完了届(様式第10号)に必要な書類を添付し、速やかに市長に提出しなければならない。

(完了検査)

第16条 施工業者は、工事完了届の提出後、市長が行う完了検査を受検しなければならない。

2 市長は、検査員を定め、監督職員立会いのもと完了検査を行うものとする。

(工事の手直し)

第17条 施工業者は、完了検査において検査員より修正の指示があった場合、速やかにその修正を行わなければならない。

2 施工業者が行う手直し工事については、関係機関と十分に協議し、施工しなければならない。

(水道施設の権利の帰属)

第18条 事業者は、事業者が設置する水道施設に係る権限の内、給水装置の設置に関する権限について、請書(様式第3号)の提出日から市長に移譲するものとする。

2 事業者は、事業者が設置する水道施設について、第16条に定める完了検査合格後、速やかに市長に水道施設帰属申出書(様式第11号)を提出するものとする。

(検査済証)

第19条 市長は、前条第2項の水道施設帰属申出書に記載された水道施設を受納する場合、事業者に対して検査済証を発行するものとする。

(給水開始)

第20条 給水は、原則として、前条に規定する検査済証発行日の翌日から開始するものとする。

(瑕疵(かし)担保)

第21条 事業者は、検査済証発行日の翌日から2年の間にその施工した工事の瑕疵が原因で水道施設又は道路等が損傷した場合、その復旧に要する費用の全額を負担しなければならない。ただし、2年経過後においても明らかに施工不良に起因する損傷又は漏水等の事故が発生した場合にあっては、事業者は、その復旧に要する費用の全額を負担するものとする。

2 事業者の施工する工事の瑕疵により、他の占有者又は第三者に損害等を与え

たときは、事業者の責任において解決するものとする。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 28 年水管規程第 2 号）

この規程は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

別表（第 8 条関係）

配水管工 事延長	50m未満	50m以上 100m未満	100m以上 200m未満	200m以上 300m未満	300m以上
	洗管水代	1,700円	3,400円	6,800円	31,400円
事務経費	20,100円	28,700円	34,400円	45,900円	71,700円
合計	21,800円	32,100円	41,200円	77,300円	134,500円

備考 合計額に消費税及び地方消費税を加算し計算する。

様式第 1 号（第 9 条関係）

（別紙）

様式第 2 号（第 9 条関係）

（別紙）

様式第 3 号（第 9 条関係）

（別紙）

様式第 4 号（第 10 条関係）

（別紙）

様式第 5 号（第 10 条関係）

（略）

様式第 6 号（第 12 条関係）

（別紙）

様式第 7 号（第 12 条関係）

（略）

様式第 8 号（第 13 条関係）

（別紙）

様式第 9 号（第 13 条関係）

（略）

様式第 10 号（第 15 条関係）

(別紙)

様式第 1 1 号 (第 1 8 条関係)

(別紙)



様式第1号（第9条関係）

水道施設整備事前協議書

年 月 日

東近江市長 様

事業者 住所  
氏名 ⑩

東近江市水道施設整備指導要綱第9条第1項の規定により、下記のとおり事前協議をします。

記

申請地	
事業目的	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
工事概要	配水管 管種 給水管 管種 口径φ 口径φ 総延長L = m 取出し戸数 戸 消火栓 箇所 空気弁 箇所 その他
添付書類	1 位置図 2 土地利用計画図 3 給水計画平面図 4 その他参考となる資料 5 委任状（代理人の場合）
本件に関する連絡先	住所 氏名 連絡先

様式第2号（第9条関係）

配水管布設計画承認申請書

年 月 日

東近江市長 様

事業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

東近江市水道施設整備指導要綱第9条第3項の規定により、下記のとおり配水管布設計画を提出します。

なお、施工費用については事業者の負担とし、事業完了後は市に対し、水道施設の帰属を行います。

記

申請地	
事業目的	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
工事概要	配水管 管種 給水管 管種 口径φ 口径φ 総延長L = m 取出し戸数 戸 消火栓 箇所 空気弁 箇所 その他
添付書類	1 位置図 2 土地利用計画図 3 配管平面図 4 配管詳細図 5 土工詳細図 6 その他必要図面

様式第3号（第9条関係）

請書

年 月 日

東近江市長 様

事業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

給水受諾通知書の承認条件について了承し工事を行いたいので、請書を提出します。  
なお、新設する配水管への給水装置設置に関する許可権限等については、当該請書の提出日から市に権限移譲いたします。

記

申請地	
事業目的	
工事予定期間	年 月 日 から 年 月 日まで
工事概要	配水管 管種 給水管 管種 口径φ 口径φ 総延長L = m 取出し戸数 戸 消火栓 箇所 空気弁 箇所 その他
権限移譲	新設する配水管への給水装置新設等に関する権限を本日から移譲します。

様式第4号（第10条関係）

水道施設直営工事承認願

年 月 日

東近江市長 様

事業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

水道施設の配水管及び給水管布設工事を直営したいので承認願います。

なお、水道工事においては東近江市水道施設整備指導要綱第10条に該当する下記の業者により施工します。工事施工業者には、東近江市水道施設整備指導要綱及び諸法令を遵守し工事施工することを徹底します。

記

水道工事施工業者 住所  
氏名 ⑩  
工事担当技術者氏名 現場代理人  
主任技術者  
配管技能者  
添付書類 施工業者の指名実績、工事实績等  
担当技術者の経歴書（様式第5号）及び資格証明書

上記承認願いについて、審査の結果承認します。

ただし、東近江市水道施設整備指導要綱及び承認条件を遵守することを条件とします。

東近江市水道部水道課

承認印

※承認印なきものは無効とする。

様式第5号（第10条関係）

主任技術者 ・  配管技能者 ・  現場代理人

経歴書

ふ り が な		生 年 月 日
氏 名		年 月 日生
現 住 所		

学歴・職歴・免許

最 終 学 歴		年 月 日卒業
法令等による免許		年 月 日取得
職 歴		自 年 月 至 年 月
		自 年 月 至 年 月
		自 年 月 至 年 月

経歴

発 注 者 名	称	請負金額(千円)	期 間
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月
			自 年 月 至 年 月

上記のとおり相違ありません。

年 月 日

(主任技術者又は現場責任者) 氏名

㊟

※ 資格証の写しを添付すること。

様式第6号（第12条関係）

工事着工届

年 月 日

東近江市長 様

施工業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

下記の配水管布設工事について、工事着工したいので届け出ます。

記

施 工 場 所	
事 業 目 的	
工 事 予 定 期 間	年 月 日 から 年 月 日まで
工 事 概 要	配水管 管種 給水管 管種 口径φ 口径φ 総延長L = m 取出し戸数 戸 消火栓 箇所 空気弁 箇所 その他
添 付 書 類	1 工程表（様式第7号） 2 使用材料承認願（様式第8号） ※ただし、該当するもののみ添付すること。 3 道路法第32条着工届 4 道路使用許可証の写し 5 洗管水代及び事務経費納付書の写し（納付済みのもの） 6 給水申込加入金等納付書の写し（納付済みのもの） 7 その他必要と認めるもの

様式第7号 (第12条関係)

工程表 年 月 日調製			着 工 日		年 月 日		工事概要											
			完成	当初		年 月 日												
				変更		年 月 日												
工事施工箇所			東近江市										番地 他 筆		計		m <sup>2</sup>	
工 種	種 別	単 位	数 量	区 分	月 10 20		月 10 20		月 10 20		月 10 20		月 10 20					
				計画														
				実施														
				計画														
				実施														
				計画														
				実施														
				計画														
				実施														
工程曲線				80														
				60														
				40														
				20														
				%														
上記の工程で施工するので提出します。 年 月 日 (施工業者) 住所 氏名										現場代理人								
										(印)								

様式第8号（第13条関係）

使用材料承認願

年 月 日

東近江市長 様

施工業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

下記の工事について、別紙一覧表の材料を使用したいので承認願います。

記

施工場所

使用材料 別紙一覧表（様式第9号）のとおり





様式第10号（第15条関係）

工事完了届

年 月 日

東近江市長 様

施工業者 住所  
氏名 ⑩  
連絡先

下記の配水管布設工事について、工事完了いたしましたので必要書類を添付し届出  
ます。また、東近江市水道施設整備指導要綱第16条の規定による完了検査をお願い  
します。

記

事業者名	
申請地	
事業目的	
工事期間	年 月 日 から 年 月 日まで
工事概要	配水管 管種 口径φ 延長L = m 消火栓 箇所 空気弁 箇所 給水装置設置戸数 戸 その他

様式第 1 1 号 (第 1 8 条関係)

水道施設帰属申出書

年 月 日

東近江市長 様

事業者 住所  
氏名 ⑩  
代理人 氏名  
連絡先

東近江市水道施設整備指導要綱第 1 8 条第 2 項の規定により、下記水道施設の帰属を行いたいので、関係書類を添付のうえ申出します。

なお、同要綱第 2 1 条に規定のとおり 2 年間については瑕疵担保期間とし、施工に瑕疵があった場合は、復旧工事に係る全ての経費について事業者により負担することを誓約します。

記

申 出 地

帰属申出施設 水道施設 一式  
(内訳) 配水管  $\phi$  L = m  
仕切弁  $\phi$  箇所  
消火栓 箇所  
給水戸数 戸

添付書類

- 1 竣工平面図 (予定地番入り)
- 2 竣工配管詳細図 (給水管を含む。)
- 3 電子データ及びマイラー原図 (A 1 サイズ)
- 4 都市計画法第 3 2 条同意書の写し
- 5 その他市長が必要と認めるもの

# 協議説明

## 事前確認

水道課へ来庁いただき、必ず確認してください。

水道を必要とする建物等の建築、造成工事等について、計画時点であらかじめ水道本管の位置、口径、取出し可能であるか等の確認を必ず水道課にて確認してください。

## 申請

手続きは、下記の2種類に分類されます。該当する事案の申請をお願いします。

### 1 既存配水管から取出し工事ができる場合の手続き

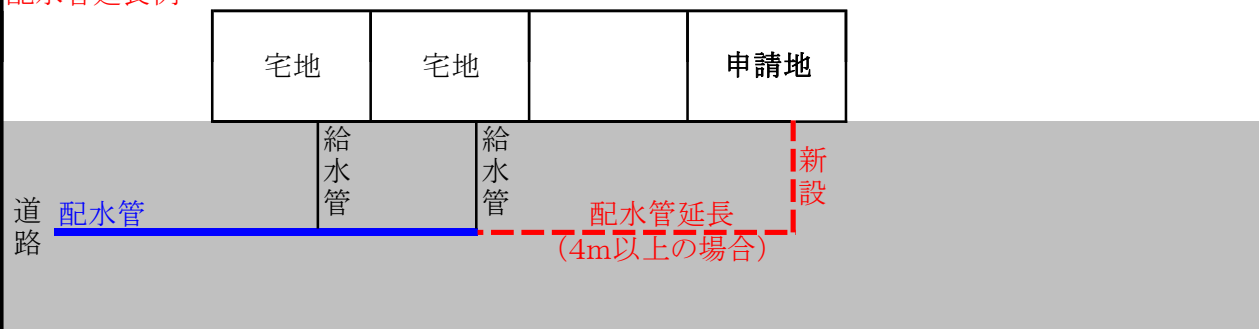
給水装置のみを設置する工事である場合、東近江市水道事業給水条例(平成17年東近江市条例第227号)第5条第1項の規定による承認申請が必要となります。なお、給水管の道路縦断占用が4m以上にわたる場合は、原則認められません。

### 2 配水管を延長又は増径の必要がある場合の手続き

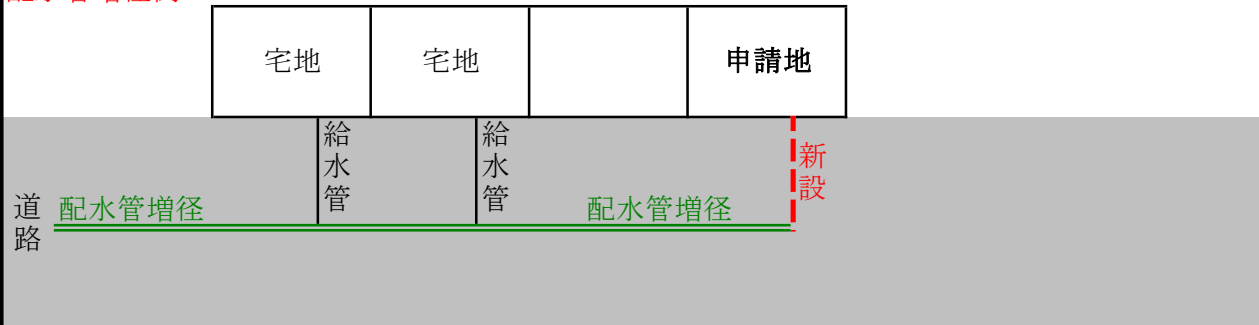
水道施設指導要綱の協議が必要となります。また、東近江市水道事業給水条例(平成17年東近江市条例第227号)第5条第1項の規定による承認申請が必要となります。

必要申請 東近江市水道事業給水条例第5条第1項の規定による承認申請  
東近江市水道施設整備指導要綱

#### 配水管延長例



#### 配水管増径例



協議 ①東近江市水道施設整備指導要綱協議  
②東近江市水道事業給水条例第5条第1項の規定による承認申請

## 許可

給水受諾通知書を交付します。

なお、有効期限は、2年間です。失効した場合、再協議となります。

※重要 事務処理日数は、目安であり確約するものではありません。

<h1>水道施設指導要綱協議順序</h1>		
<span style="color: green;">緑色…申請者(指定工事店)提出等</span> <span style="color: blue;">青色…申請者受取書類</span> <span style="color: red;">赤色…標準事務処理日数(閉庁日を除く)</span>		
事業者	水道課	
1 水道施設整備事前協議書(様式第1号) 提出部数 1部	2 指示事項協議 ※水道課より協議日を代理人へ連絡します。 (受付～協議連絡まで約5日間)	
3 配水管布設計画承認申請書(様式第2号) 提出部数 1部	4 給水受託通知書 発行 (受付～通知書発行まで約5日間)	
5 請け書(様式第3号) 提出部数 1部	6 請書 受領	
<b>同時提出可能 (①)</b>	7 水道施設直営工事承認願(様式第4号) 提出部数 2部	8 承認後、1部返却。 (受付～電話連絡まで約5日間) 9 洗管水代及び事務経費請求書 発行
	10 東近江市給水条例第5条第1項による 給水装置新設承認申請 提出部数 2部	11 申請の承認について代理人へ電話連絡し、1部返却します。 (受付～電話連絡まで約5日間) 12 手数料等納付書 発行
	13 道路法第32条占用許可申請(水道課へ) 提出部数 4部 道路法第46条通行制限申請(水道課へ) 提出部数 市道4部 国県道8部 ※書類一式作成(市長名)のこと。 ※既存道路の部分のみ申請とする。	14 道路法第32条、第46条許可申請 (申請者→水道課→各道路管理者) 15 許可後、事業者(代理人)へ写しを交付 (申請～許可 道路管理者による)
	16 洗管水代及び事務経費並びに手数料等納付	
<b>※重要 「4 給水受託通知書 発行」後、2年を経過した場合、給水受託通知書が失効し、再協議となります。</b>		
<b>同時提出可能 (調整) (②)</b>	17 工事着工届(様式第6号) 提出 2部 ※A4紙ファイルに着工届を鏡にして必要書類一式を添付のこと。 必要書類 { 工程表、材料承認願、道路法第32条着工届、道路使用許可証(写し)、洗管水代及び事務経費納付書(写し)、手数料等納付書(写し) } ※上記必要書類は、様式第6～9号を使用のこと。	18 道路法第32条着工届を道路管理者へ送付。 19 着工書類確認および材料承認後、1部返却。 (受付～電話連絡まで約5日間)
	20 材料承認立会い依頼 電話等にて担当者へ連絡。(7日前までに依頼のこと)	21 材料検収 水道課立会(写真撮影)
	22 取出し工事等(不断水分枝、ストッパー等)立会い依頼 電話等にて担当者へ連絡。(7日前までに依頼のこと)	23 工事現場 水道課立会(写真撮影)

※重要 事務処理日数は、目安であり確約するものではありません。

水道施設指導要綱協議順序	
<span style="color: green;">緑色…申請者(指定工事店)提出等</span> <span style="color: blue;">青色…申請者受取書類</span> <span style="color: red;">赤色…標準事務処理日数(閉庁日を除く)</span>	
事業者	水道課
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">仮設工事が有る場合</div> <p>24 充水作業、洗管作業 ※水道課職員立会い及び指示のもと行うこと。</p> <p>25 水圧試験(仮設) 0.75Mpa 1H ※立会依頼は7日前までに行うこと。 ※自記録シート 水道課職員サイン必要、即日提出のこと。</p> <p>27 水質試験(残留塩素測定、濁度測定)</p>	<p>26 水圧試験 水道課職員立会(写真撮影)</p> <p>28 水質試験 水道課職員立会(写真撮影)</p>
<p>29 本設→仮設切替作業 水道課職員立会及び指示のもと行うこと。 ※仮設→本設切替作業 水道課職員立会及び指示のもと行うこと。</p>	
<p>30 本設 充水作業、洗管作業 ※水道課職員立会い及び指示のもと行うこと。</p>	
<p>31 水圧試験(本設) ※立会依頼は7日前までに行うこと。 ※自記録シート 水道課職員サイン必要</p>	<p>32 水圧試験 水道課職員立会(写真撮影)</p>
<p>33 水質試験(残留塩素測定、濁度測定)</p>	<p>34 水質試験 水道課職員立会(写真撮影)</p>
<p>35 工事完了届(様式第10号) 提出 1部 必要書類</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>平面図、配管詳細図、工事写真、試験資料(自記録シート等)</p> </div>	<p>36 工事完了書類検査 ※書類検査合格後、現場検査の日程調整を水道課から連絡します。  (受付～電話連絡まで約5日間)</p>
<p>37 完了検査(現場)実施</p>	
<p>38 指示事項補正 ※補正事項は、着工前、完了後を写真撮影のこと。</p>	
<p>39 水道施設帰属申出書(様式第11号) 提出 2部 必要書類</p> <div style="border-left: 1px solid black; border-right: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>竣工図(平面図、配管詳細図)、竣工図(CAD及びPDFデータ)、写真(データ) ※竣工図は、マイラー(A1)、印刷(A3)各1部とする。</p> </div>	<p>40 検査済証交付  (受付～交付連絡まで約5日間) ※帰属物件受納日は、検査済証発行日となります。 ※交付日の翌日より給水開始となります。</p>
<div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">本復旧工事が有る場合</div> <p>41 本復旧工事実施 ※道路法にかかる申請が必要となる場合があります。</p> <p>42 本復旧工事完了写真等提出 1部</p>	<p>43 道路法第32条完了届を道路管理者へ送付</p>

# 開発協議と水道協議の進行順序

都市計画法に基づく開発行為等の場合の手続き(配水管新設の場合)

※東近江市開発行為等に関する指導要綱も含む

事業者		水道課処理内容
開発協議(本庁との協議)	水道課との協議	
開発事前審査願		開発調査意見 付加 ※事前審査図面では、土地利用計画が確定していない為、一般の事項のみ意見する。
各課 事前要件処理 ※防災危機管理課及び管理課については、水道施設計画に影響が生じる為水道課へ確認書を提出するまでに確認書を締結すること。	<b>水道施設整備指導要綱協議</b>	
	事業者	水道課
	水道施設整備事前協議書(様式第1号)	
	配水管布設計画承認申請書(様式第2号)	給水受託通知書 発行
	請け書(様式第3号)	開発要件処理確認書 交付
都市計画法第32条事前協議 ※関係各課と調整のこと。 都市計画法第32条協議及び同意申請 ※水道施設については、平面図に、管種、口径、埋設深、延長等詳細を記入すること。 都市計画法第29条許可申請 都市計画法第29条許可		
	東近江市給水条例第5条第1項による給水装置新設承認申請  手数料等の納付 道路法第32条占用許可申請(水道課へ) 道路法第46条通行制限申請(水道課へ) 水道施設直営工事承認願(様式第4号) 工事着工届(様式第6号) 充水作業、洗管作業、水圧試験、水質試験等 工事完了届(様式第10号)	完了検査
	水道施設帰属申出書(様式第11号)	検査済証交付
都市計画法第32条関連工事検査		
都市計画法第29条完了検査		
完了公告		

## (参考)他法令必要様式集一覧

市道 道路法第32条申請様式(道路占用)	必要部数	4
市道 道路法第32条着工、完了届様式(道路占用)	必要部数	2
市道 道路法第46条申請様式(通行制限)	必要部数	4
国県道 道路法第32条申請、減免申請(道路占用)	必要部数	4
国県道 道路法第32条着工届、完工届(道路占用) ※1桁国道を除く	必要部数	2
国県道 道路法第46条申請様式(通行制限) ※1桁国道を除く	必要部数	8



許可申請  
道路占用 ~~協議~~ 書

新規	更新	変更	(番号) 年 月 日
----	----	----	------------

東 水 第 号  
年 月 日

東近江市長 様

〒 5 2 7 - 8 5 2 7  
住 所 滋 賀 県 東 近 江 市 八 日 市 緑 町 1 0 番 5 号  
氏 名 東 近 江 市 長  
担 当 者 水 道 課  
電 話 0 7 4 8 - 2 2 - 2 0 6 2

道路法第 32 条の規定により 許可を申請 します。  
~~35~~ ~~協議~~

占用目的	上 水 道 管 布 設		
占 用 の 場 所	路線名	市道 線	車道・歩道・その他
	場 所	東近江市 町地先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	上水道管	別紙のとおり	別紙のとおり
占用期間	許可日から 年 月 日まで	占用物件 の 構 造	別添図面のとおり
工事期間	許可日から 年 月 日まで	工 事 実 施 の 方 法	請負施工
道路の 復旧方法	仮復旧 号 本復旧 号	添 付 書 類	位置図・平面図・横断図 標準断面図・その他
備 考			

路線名	占用箇所	占用物件	廃止物件
市道線	東近江市 町地先	PE φ L= m	

道路法第32条道路占用許可申請書に係る着工届

年 月 日

東近江市長様

住 所 東近江市八日市緑町10-5  
氏 名 東近江市長  
担当者 水道課  
TEL 0748-22-2062

年 月 日 付け、東近江市管理指令第 号で許可を受けた工事は、  
年 月 日 より着工することとしたので届出ます。

記

1. 工事の予定期間

年 月 日 から 年 月 日

2. 工事施工者(請負の場合)

業者名

担当者名  
連絡先

道路法第32条道路占用許可申請書に係る完了届

年 月 日

東近江市長様

住 所 東近江市八日市緑町10-5  
氏 名 東近江市長  
担当者 水道課  
TEL 0748-22-2062

年 月 日 付け、東近江市管理指令第 号で許可を受けた工事は、  
年 月 日 に完了しましたので完了届を提出します。

添付書類

(1)埋め戻し時写真

各層ごとの転圧状況 砂の場合は、たこ等を使用しての転圧時  
掘削前 掘削時 埋め戻し時 転圧時 の各工程ごと

(2)本舗装完了時の写真

全景がわかり舗装の面積がわかるように撮れているもの

道路法第32条道路占用許可申請に係る完了検査調書

年 月 日

届出のあった本件について完成と認めます。

検査員 都市整備部 管理課

㊞

(道路管理者)

東近江市長

様

申請者

住 所 東近江市八日市緑町10番5号

氏 名 東近江市長

## 道路の通行禁止（制限）について（依頼）

このことについて、道路法第46条の規定により、下記のとおり依頼します。

記

1. 道 路 名	市道 線
2. 場 所	東近江市 町地先
3. 禁 止 又 は 制 限 理 由	水道管布設工事のため
4. " 区 間	別紙のとおり (L= m)
5. " 期 間	自 年 月 日 内 日間 至 年 月 日
	時間帯 (9:00~17:00) ・終日
6. " 対 象	通行禁止・車両通行禁止・大型車両通行禁止 片側通行 (交互通行・一方通行)
7. 保 安 設 備 (別紙保安図参照)	① 警戒標識 (工事中・作業中・注意) ② 交通規制標識 (6に同じ) ③ 工事表示板 (夜間照明) ④ 迂回路表示板 (夜間照明) ⑤ バリケード等保安設備 (夜間設備含む) ⑥ 夜間赤色灯、昼間照灯
8. 施 工 業 者	現場監督員 連絡先 (TEL )
9. 位 置 等 の 関 係 図 面	別添のとおり
10. そ の 他	担当者：水道課 内線 (TEL )

許可申請  
道路占用 ~~協~~ ~~議~~ 書

新規	更新	変更	(番号)	年	月	日
----	----	----	------	---	---	---

東 水 第 号  
年 月 日

東近江土木事務所長 様

〒 5 2 7 - 8 5 2 7  
住 所 滋 賀 県 東 近 江 市 八 日 市 緑 町 1 0 番 5 号  
氏 名 東 近 江 市 長  
担 当 者 水 道 課  
電 話 0 7 4 8 - 2 2 - 2 0 6 2

道路法第 32 条の規定により 許可を申請  
~~35~~ ~~協~~ ~~議~~ します。

占用目的	上 水 道 管 布 設		
占 用 の 場 所	路線名	車道・歩道・その他	
	場 所	東近江市 町地先	
占用物件	名 称	規 模	数 量
	上 水 道 管	別紙のとおり	別紙のとおり
占用期間	許可日から 年 月 日まで	占用物件 の 構 造	別添図面のとおり
工事期間	許可日から 年 月 日まで	工 事 実 施 の 方 法	請負施工
道路の 復旧方法	仮復旧 号 本復旧 号	添 付 書 類	位置図・平面図・横断図 標準断面図・その他
備 考			

## 記載要領

1. 「許可申請」、「第32条」及び「許可を申請」については、該当するものを○で囲むこと。  
協 議」 第35条」 協 議」
2. 

新	更	変
規	新	更

については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従前の許可書又は回答書の番号及び年月日を記載すること。
3. 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属・氏名を記載すること。
4. 申請者（申請者が法人である場合は代表者。以下同じ。）が氏名の記載を自署で行う場合又は申請者の本人確認のため道路管理者が別に定める方法による場合においては、押印を省略することができる。
5. 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。  
「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
6. 変更の許可申請にあつては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを（ ）書きすること。
7. 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。

別紙

## 道路占用料減免申請書

年 月 日 付けの道路占用申請について、滋賀県道路占用料徴収条例

第4条の規定に基づき占用料の 免除 を申請します。  
減額

年 月 日

申請人

住所 東近江市八日市緑町10-5

氏名 東近江市長

滋賀県知事 様

注 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。



様式第3号（第4条関係）

着 工  
工 事 届  
完 工

東 水 第 号  
年 月 日

滋賀県知事 様

住所 東近江市八日市緑町10-5  
氏名 東近江市長

年 月 日 付け { 滋賀県指令 第 号 } をもって { 許可 } の  
{ 滋 第 号 } { 回答 }

あつた下記の道路占用に関する工事は、平成 年 月 日 に { 着工します。  
完工しました。

1 路 線 名	
2 占 用 場 所	
3 占用物件の種類	
4 工 事 の 時 期	年 月 日 から 日間 年 月 日 まで
5 監 督 者 名	TEL
6 業 者 名	TEL
7 そ の 他 事 項	

東近江市土木事務所長 様

申請者

住 所 東近江市八日市緑町10番5号

氏 名 東近江市長

### 道路の通行禁止（制限）について（依頼）

このことについて、道路法第46条の規定により、下記のとおり通行禁止（制限）していただきたく、関係書類を添えて依頼します。

記

1. 規制路線名 : ○○線
2. 規制箇所 : 東近江市○○町地先
3. 規制延長 : L= m
4. 規制内容 :
5. 規制理由 :
6. 規制予定期間 : 年 月 日 ~ 年 月 日
7. 規制時間 : 9:00~17:00
8. 迂回路(路線名) :
9. 施工業者 :
10. 添付書類 : 位置図、平面図、通行規制図、保安図
11. その他 :

## 東近江市資材基準(参考)

資材名	口径	仕様	規格番号	備考
<b>※配水管関係</b>				
配水管	φ50～φ100	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	
		水道配水用ポリエチレン管 継手	JWWA K 145	
	φ150以上	GX形1種管(内面粉体塗装)	JWWA G 120	GX形の口径がない場合
		GX形1種管(内面粉体塗装) 異形管	JWWA G 121	
NS型1種管(内面粉体塗装)	JWWA G 113			
NS型1種管(内面粉体塗装) 異形管	JWWA G 114			
弁	φ50以上	ソフシール仕切弁(内ねじ0.75Mpa)	JWWA B 120	
		◎八日市・蒲生地区 (右開)		
		◎五個荘・永源寺・能登川地区 (左開)		
消火栓	φ75×φ65	地下式単口消火栓(内外面粉体塗装・排水弁付)	JWWA B 103	
空気弁	φ25・フランジφ75	不凍結形急速空気弁(エアリス型)	JWWA B 137	
補修弁	φ75×150	ボール弁・レバー開閉式(内外面粉体塗装)	JWWA B 126	
幼継手	φ50～φ100	幼形離脱防止機能付き(内外面粉体塗装)		
弁ボックス	φ50～150	円形1号φ250 レジンコンクリート(日水協タイプ)		市指定品
	φ200以上	円形2号φ350 レジンコンクリート(日水協タイプ)		
消火栓ボックス		レジンコンクリート500×400(角型1号)		
空気弁ボックス		レジンコンクリート500×400(角型1号)		
埋設表示シート	全路線	W=15cm 青色 2倍折込		
明示テープ		W=5cm 水道・年号表示		
ローケティングワイヤー	金属管以外全管路	φ4.4mm		
ポリエチレンスリーブ	鋳鉄管・鋳鉄継手箇所	口径表示		
<b>※給水管関係</b>				
給水管	φ20～φ40	水道用ポリエチレン管(1種二層管)	JIS K 6762	
	φ50～φ100	水道配水用ポリエチレン管	JWWA K 144	
PP継手	φ20～φ40	インコア打込み式、インコア内蔵式	JWWA B 116	
分水	取出し口径φ20～φ30	VP用サドル分水栓(ボール式)	JWWA B 117 A形	
		PE用鋳鉄製サドル分水栓(ボール式)		
		EFサドル分水栓		
		DCIP用サドル分水栓(ボール式)	JWWA B 117 A形	
	配水管φ30以下からの分水	伸縮可とう離脱防止継手(SKX)		旧管接続時のみ使用
	取出し口径φ40	不断水割丁字管(フランジ型、簡易バルブ付)		φ50で取出し
	取出し口径φ50	不断水割丁字管(フランジ型、簡易バルブ付)		
取出し口径φ75～φ100	不断水割丁字管(ソフシール仕切弁付)			
インサートリング	φ20～φ30	密着コア(DCIPサドル分岐の場合設置)		
メーターボックス	φ13～φ20	鋳鉄製市指定品(小)		市指定品
	φ25～φ40	鋳鉄製市指定品(大) φ30以上、止水栓別途設置		
	φ50以上	鋳鉄製市指定品(鉄蓋受枠のみ)		
止水栓	φ20～φ25	ボール式伸縮止水栓(逆止・開閉防止機能付)		メーカー指定
	φ30～φ40	ボール式伸縮止水栓(逆止・開閉防止機能付)		
	φ50以上	ソフシール仕切弁		

注意 この基準はあくまで参考ですので実際の施工の際には担当者と協議の上、最良な資材を選択すること。